甘木也粉入卦	<b>細軟化粉</b> 人乳	(本人)	
基本相数百百	調整指数合計	松合計	

## 保育所入所児童利用調整基準表

日以上就労	指数 (母)
日以上就労	10
日 4 時間以上の就労を常態   7	9
日本	8
型4日又は月16	7
A	8
個	7
個	6
1日8時間以上の就労を常態   6	5
日以上就労	6
日以上就労	5
1 日 8 時間以上の就労を常態	4
図	3
B	10
古日4時間以上6時間未満の就労を常態   7   1日   1日   1日   1日   1日   1日   1日	9
内勤	8
居	7
居宅内	8
日本の日常	7
働 週3日又は月12日り上の配労を常態 6   日以上就労 1日7時間以上8時間未満の就労を常態 4   1日6時間以上7時間未満の就労を常態 4   1日4時間以上6時間未満の就労を常態 3   7 週3日以上日中週30時間以上の就労を常態 4   1日6時間以上7時間未満の就労を常態 3   2 出産 出産予定月の前2箇月から後3箇月の期間内にある方 一   入院(1箇月以上)している場合 10   常時病队 10   常時病队 10   精神性疾患、感染症又は特殊疾病 10   安静を要する状態(常時病队ではない。) 6   通院加療 5   身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3 10   身体障害者手帳3級、療育手帳B 7   身体障害者手帳4級以下 4   入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9   自宅介護 全介護を必要とする場合 9   事介護を必要とする場合 5   ⑤ 災害 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   ② 特別支援 特別支援 特別支援 7   ② 特別支援 特別支援 10 10	6
個	5
週3日又は月12	6
日以上就労	5
内勤	4
四期   週3日以上日中週12時間以上の就労を常態   3   2   出産   出産予定月の前2箇月から後3箇月の期間内にある方   一   入院(1箇月以上)している場合   10   常時病臥   精神性疾患、感染症又は特殊疾病   10   接神性疾患、感染症又は特殊疾病   10   安静を要する状態(常時病臥ではない。) 6   通院加療   5   身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3   10   身体障害者手帳3級、療育手帳B   7   身体障害者手帳4級以下   1 箇月以上家族の付添いに当たっている場合   9   全介護を必要とする場合   9   一部介護を必要とする場合   7   支援を必要とする場合   5   災害復旧のために保育に当たれない場合   5   災害復旧のために保育に当たれない場合   10   京職   求職のため、日中の外出を常態としている場合   3   学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓   7   操校に通学している場合   2   その他就労を目的とし、就学している場合   4   8   特別支援   児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合   10   10   10   10   10   10   10   1	3
②   出産   出産予定月の前2箇月から後3箇月の期間内にある方   -     入院(1箇月以上)している場合   10     常時病臥 精神性疾患、感染症又は特殊疾病   10     安静を要する状態(常時病臥ではない。) 通院加療   5     身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3   10     身体障害者手帳3級、療育手帳B 身体障害者手帳4級以下   7     身体障害者手帳2級、療育手帳B 身体障害者手帳4級以下   9     予護を必要とする場合   9     自宅介護   全介護を必要とする場合   9     一部介護を必要とする場合   7     支援を必要とする場合   5     ⑤ 災害   災害復旧のために保育に当たれない場合   10     ⑥ 求職   求職のため、日中の外出を常態としている場合   3     ⑦ 就学   学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓 療校に通学している場合   7     その他就労を目的とし、就学している場合   4     ⑧ 特別支援   児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合   10	4
疾病 入院(1箇月以上)している場合 10   常時病臥 10   精神性疾患、感染症又は特殊疾病 10   安静を要する状態(常時病臥ではない。) 6   通院加療 5   身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3 10   身体障害者手帳3級、療育手帳B 7   身体障害者手帳4級以下 4   入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9   全介護を必要とする場合 9   一部介護を必要とする場合 7   支援を必要とする場合 5   ⑤ 災害 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   ② 校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 7   その他就労を目的とし、就学している場合 4   ⑧ 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	3
(3) 常時病臥 精神性疾患、感染症又は特殊疾病 安静を要する状態(常時病臥ではない。) 通院加療 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3 10 身体障害者手帳3級、療育手帳B 身体障害者手帳4級以下 入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9 全介護を必要とする場合 自宅介護 で必要とする場合 自宅介護 を必要とする場合 うな援を必要とする場合 でが護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 で変援を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 で変援を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を分類を必要とする場合 を介護を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を必要とする場合 を必要とする場合 を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を必要とする場合 を対験を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	7
(3) 居宅内療養 精神性疾患、感染症又は特殊疾病 安静を要する状態(常時病臥ではない。) 6	10
③ 店主内療養 安静を要する状態(常時病臥ではない。) 6   通院加療 5   身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3 10   身体障害者手帳3級、療育手帳B 7   身体障害者手帳4級以下 4   入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9   全介護を必要とする場合 7   支援を必要とする場合 5   ⑤ 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   ⑦ 就学 (昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 7   その他就労を目的とし、就学している場合 4   8 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	10
③ 安静を要する状態(常時病臥ではない。) 6   通院加療 5   身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3 10   身体障害者手帳3級、療育手帳B 7   身体障害者手帳4級以下 4   入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9   全介護を必要とする場合 9   一部介護を必要とする場合 7   支援を必要とする場合 5   ⑤ 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 水職のため、日中の外出を常態としている場合 3   学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 7   その他就労を目的とし、就学している場合 4   8 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	10
少体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1~3 10   身体障害者手帳3級、療育手帳B 7   身体障害者手帳4級以下 4   入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9   全介護を必要とする場合 9   自宅介護 一部介護を必要とする場合   ⑤ 災害 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   ⑦ 就学 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 7   その他就労を目的とし、就学している場合 4   ⑧ 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	6
障害 身体障害者手帳3級、療育手帳B 身体障害者手帳4級以下 7   入院の付添い 1箇月以上家族の付添いに当たっている場合 9   全介護を必要とする場合 9   一部介護を必要とする場合 7   支援を必要とする場合 5   ⑤ 災害 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   ⑦ 就学 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 その他就労を目的とし、就学している場合 7   ⑧ 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	5
夕体障害者手帳4級以下   4     入院の付添い   1箇月以上家族の付添いに当たっている場合   9     全介護を必要とする場合   7     直宅介護   一部介護を必要とする場合   7     支援を必要とする場合   5     ⑤ 災害   災害復旧のために保育に当たれない場合   10     ⑥ 求職   求職のため、日中の外出を常態としている場合   3     ⑦ 就学   学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合   7     その他就労を目的とし、就学している場合   4     图 特別支援   児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合   10	10
④入院の付添い1箇月以上家族の付添いに当たっている場合9自宅介護全介護を必要とする場合7一部介護を必要とする場合5⑤災害災害復旧のために保育に当たれない場合10⑥求職求職のため、日中の外出を常態としている場合3⑦就学学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合7その他就労を目的とし、就学している場合4⑧特別支援児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合10	7
④   介護等   全介護を必要とする場合   9     自宅介護   全介護を必要とする場合   7     支援を必要とする場合   5     ⑤   災害復旧のために保育に当たれない場合   10     ⑥   求職   求職のため、日中の外出を常態としている場合   3     ⑦   就学   学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合   7     その他就労を目的とし、就学している場合   4     图   特別支援   児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合   10	4
(4) 介護等 自宅介護 一部介護を必要とする場合 7   支援を必要とする場合 5   (5) 災害 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   (6) 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   (7) 就学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 7   その他就労を目的とし、就学している場合 4   (8) 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	9
「三部介護を必要とする場合 7   支援を必要とする場合 5   ⑤ 災害 災害復旧のために保育に当たれない場合 10   ⑥ 求職 求職のため、日中の外出を常態としている場合 3   ⑦ 就学 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合 7   その他就労を目的とし、就学している場合 4   ⑧ 特別支援 児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合 10	9
⑤災害災害復旧のために保育に当たれない場合10⑥求職求職のため、日中の外出を常態としている場合3⑦学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合7その他就労を目的とし、就学している場合4⑧特別支援児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合10	7
⑥   求職   求職のため、日中の外出を常態としている場合   3     ⑦   学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合   7     その他就労を目的とし、就学している場合   4     图   特別支援   児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合   10	5
学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練校に通学している場合78特別支援児童虐待又はDV(配偶者に対する暴力)のおそれがある場合10	10
⑦   就学   練校に通学している場合   4     その他就労を目的とし、就学している場合   4     ®   特別支援   児童虐待又はDV (配偶者に対する暴力) のおそれがある場合   10	3
⑧ 特別支援 児童虐待又はDV (配偶者に対する暴力) のおそれがある場合 10	7
	4
	10
合計	

①は、育児休業取得時に既に保育所を利用している児童がいて継続利用が必要である場合を含む。

## 調整指数表

HAHTE 1	日郊、200	
番号	状況	指数
1	ひとり親世帯又は父母不存在世帯(祖父母同居含む。)	15
2	生活保護世帯(就労により自立支援につながる場合等)	15
3	生計中心者の失業(自発的失業を除く。)により、就労の必要性が高い場合	3
4	児童虐待又はDVのおそれがある場合等、社会的養護が必要な場合	15
(5)	児童が障害を有しており、特別支援が必要であると認められる場合	2
6	利用児童以外の児童の育児休業取得により退所し、育児休業明けに申込みする場合	1
7	兄弟姉妹(多胎児を含む。)が同一の保育施設(認定こども園の保育枠を含む。) の利用を希望する場合	1
8	申請時点で入所している施設と同一の保育施設(認定こども園の保育枠を含む。) の利用を希望する場合	1
9	小規模保育事業等の卒園児童が連携施設の利用を希望する場合	
10	保護者の疾病若しくは障害の状況又は各世帯の経済的状況を考慮する場合	1
(11)	父又は母が幼稚園教諭、保育教諭又は保育士である児童	3
12	父又は母が放課後児童クラブの指導員等である児童	1
13	兄弟姉妹(多胎児を含む。)が異なる保育施設(認定こども園の保育枠を含む。) の利用を希望する場合	2
14)	児童の属する世帯が正当な理由なく保育所保育料、保育所給食費、保育所延長保育料又は放課後児童クラブ使用料(当該児童の兄弟姉妹に係る債権を含む。)を申込の時点において3か月以上滞納している場合	
15	同居の65歳未満の祖父母が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合(同一世帯(世帯分離含む。)、敷地内同居を含む。)	
	合計	

## 優先順位

入所指数(保育所入所児童選考基準表と調整指数表の合計)が同一の場合、次の順位による

八川自然(休月川八川九里送与巫牛なこ前正自妖衣の自日)が同 い物目、八の原匠による			
1	兄弟姉妹が同期間、幼稚園預かり保育、放課後児童クラブの利用申込みをしている児童		
2	監護している子ども(対象児童の兄弟姉妹)の人数がより多い世帯の児童		
3	前年度に入所申込みをしている児童		
<b>(4)</b>	前年度町民税の所得割額(父母の合計)がより低い世帯の児童		